

前回(第22回会議)及び第23回会議(確認事項)

■12月7日(金)第22回市民ワーキンググループ会議

- ・目的
- ・条例の位置付け
- ・前文
- ・定義
- ・自治の基本原則
- ・市民の権利

■本日話す修正条文案の項目(予定)

- ・市民の責務
- ・事業者等の権利及び責務
- ・市議会の責務
- ・市議会議員の責務
- ・地域コミュニティ
- ・小規模集落等対策

■今後話す修正条文案の項目

2月5日(火)

- ・子どもの権利及び健全育成
- ・市長の責務
- ・職員の責務
- ・参画
- ・協働
- ・危機管理

3月

- ・たたき台について

→「修正条文案」を再度修正し、冊子にしたもの。

- ・3月の開催日の1週間前に送付し、事前確認をしていただいたうえでの会議進行。
- ・全項目について確認する。
- ・修正がある場合には、会議の場で修正内容を固める。
- ・固めた修正内容を反映させ、年度内に【たたき台】の完成とする。